

平成30年漁期TAC（まさば及びごまさば）の配分について

1. TACの1割を留保枠とし、当初配分は9割とする。「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて（第84回水産政策審議会資源管理分科会資料5）」に従い、過去3カ年（平成26年から平成28年）の漁獲実績に基づき、大中型まき網漁業及び都道府県へ配分する。
2. 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。ただし、再評価前にすべての留保枠を放出することはしない（少なくとも留保枠の2割程度は残す）。
なお、資源量が少ない系群（マサバ対馬暖流系群及びゴマサバ東シナ海系群）を漁獲している都道府県への再配分量の総計は、留保枠に占める当該系群相当量^注（20,900トン）以内とする。この場合においても、再評価前は少なくとも2割程度残す。

注：留保枠にABC全体に占める当該ABCの割合を乗じて算出